

三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）

改正案	現行
<p>（利息及び保証料とみなされない現金自動支払機その他の機械の利            用料の範囲）</p> <p>第二条 法第五条の四第四項第一号ハ（同条第五項において準用する            場合を含む。）の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械            を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ            、当該各号に定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準とし            て課されるべき地方消費税額に相当する額（以下「消費税額等相当            額」という。）を含む。）とする。</p> <p>一 一万円以下の額 百十円</p> <p>二 一万円を超える額 二百二十円</p>	<p>（利息及び保証料とみなされない現金自動支払機その他の機械の利            用料の範囲）</p> <p>第二条 法第五条の四第四項第一号ハ（同条第五項において準用する            場合を含む。）の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械            を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ            、当該各号に定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準とし            て課されるべき地方消費税額に相当する額（以下「消費税額等相当            額」という。）を含む。）とする。</p> <p>一 一万円以下の額 百八円</p> <p>二 一万円を超える額 二百十六円</p>